○瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱

平成２５年３月２９日
告示第７３号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　住宅関連助成金等事業（第３条・第４条）
第３章　耐震関連助成金（第５条―第１２条）
第４章　助成金等の制限（第１３条）
第５章　交付決定の取消し及び助成金等の返還（第１４条・第１５条）
第６章　補則（第１６条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、町の区域内（以下「町内」という。）の住宅に耐震診断、耐震改修若しくは簡易耐震改修を行い、又は簡易耐震改修を行った者に対し、予算の範囲内で住宅関連助成金等を交付することにより、町民の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）耐震診断　一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う耐震診断をいう。

（２）診断機関　次のいずれかに該当する者をいう。

ア一般社団法人東京都建築士事務所協会に属している者で、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町又は檜原村の区域内に事業所を置いて営業をしているもの

イ東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成１８年９月１日１８都市建企第６８号）による耐震診断事務所の登録を受け、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町又は檜原村の区域内に事業所を置いて営業をしている者

（３）戸建て住宅　延べ床面積の２分の１以上を住宅の用途に供しているもののうち、販売又は賃貸を目的としないものをいう。
（４）耐震改修　耐震診断の結果に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修等のうち、簡易耐震改修に該当しないものをいう。
（５）耐震改修工事　次の条件に該当する工事をいう。
ア町内に事業所を有する建築工事業の許可を受けた者が行うこと。
イ耐震診断の結果、１．０未満と診断された住宅の上部構造評点を１．０以上にするものであること。
（６）簡易耐震改修　耐震診断の結果に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修等で、東京都が安価で信頼できるとして都民に公表している防災ベッド又は耐震シェルターを設置する方法で行われるものをいう。
（７）高齢者等戸建て住宅　木造の戸建て住宅で、次のいずれにも該当するものをいう。
ア居住する世帯の年間所得が２００万円以下であること。
イ居住する世帯が６５歳以上の者（以下「高齢者」という。）若しくは未成年者又は身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級若しくは２級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者で構成されていること。
（８）個人住宅　自己の居住の用に供する住宅をいう。
（９）併用住宅　建築物に個人住宅の部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他自己の居住の用に供する部分以外のものがある住宅をいう。
（１０）町税等　町税及び国民健康保険税をいう。
（１１）助成対象住宅　別表第１助成等の対象の欄に定める住宅をいう。
（１２）助成対象者　別表第１助成等の対象者の欄に定める者をいう。

第２章　住宅関連助成金等事業

（住宅関連助成金等事業）

第３条　住宅関連助成金等を交付する事業は、次に掲げるものとする。

（１）瑞穂町住宅耐震診断費助成事業

（２）瑞穂町耐震改修費助成事業

（３）瑞穂町簡易耐震改修費助成事業

第４条　前条に掲げる事業の内容は、別表第１のとおりとする。

第３章　耐震関連助成金

（耐震関連助成金の交付申請）

第５条　第３条第１号から第３号までに掲げる事業の助成金（以下「耐震関連助成金」という。）の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、耐震関連助成金の支払総額が当該年度の予算額を満たしたときは、その日を申請期限とする。

（１）瑞穂町耐震関連助成金交付申請書（様式第１号）

（２）別表第２に定める書類

（３）前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、町長は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（耐震関連助成金の交付決定等）

第６条　町長は、前条第１項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、耐震関連助成金を交付すると決定したときは瑞穂町耐震関連助成金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと決定したときは瑞穂町耐震関連助成金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（耐震診断等の完了報告）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）は、耐震診断、耐震改修又は簡易耐震改修（以下「耐震診断等」という。）が完了したときは、別に定める日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（１）瑞穂町耐震診断・耐震改修・簡易耐震改修完了報告書（様式第４号）

（２）瑞穂町住宅耐震改修工事監理報告書（様式第５号。第３条第２号に規定する事業に限る。）
（３）別表第３に定める書類
（４）前３号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（耐震関連助成金の交付額確定）

第８条　町長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査し、耐震関連助成金を交付することが適当と認めるときは、当該助成金の交付額を確定し、瑞穂町耐震関連助成金交付額確定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

（耐震関連助成金の請求及び交付）

第９条　交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、瑞穂町耐震関連助成金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに、耐震関連助成金を交付決定者に交付するものとする。

（耐震診断等の変更又は中止）

第１０条　交付決定者は、耐震診断等の内容を変更し、又は中止しようとするときは、瑞穂町耐震関連助成金変更・中止承認申請書（様式第８号）に次項に規定する確認を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、上部構造評点に影響しない軽微な変更については、この限りでない。

２　前項の規定による変更は、改修後の上部構造評点が１．０以上となることについて、診断機関による確認を受けなければならない。

（耐震診断等の変更又は中止の承認等）

第１１条　町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、瑞穂町耐震関連助成金変更・中止承認・不承認通知書（様式第９号）により、交付決定者に通知するものとする。

２　交付決定者は、前項に規定する承認を受けなければ、耐震診断等の変更又は中止をすることができない。

（指導及び助言）

第１２条　町長は、交付決定者に対し住宅の地震に対する安全性の向上を図るための指導及び助言をすることができる。

第４章　助成金等の制限

（助成金等の制限）

第１３条　第３条第１号から第３号までに掲げる事業の助成金等は、対象となる住宅１棟に対し、それぞれ１回を限度として受けることができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第３条第２号及び第３号に掲げる事業の助成金については、対象となる住宅１棟に対し、どちらか１回に限り受けることができる。

第５章　交付決定の取消し及び助成金等の返還

（交付決定の取消し）

第１４条　町長は､次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定されている住宅関連助成金等の全部又は一部を取り消すことができる。当該助成金等の交付の額の確定後も同様とする。

（１）耐震改修又は簡易耐震改修の内容を変更し、又は中止した場合で、交付決定されている額に変更があったとき。

（２）この要綱に違反したとき。

（３）偽りその他不正な手段により住宅関連助成金等の交付を受けたとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

２　町長は、前項の規定により住宅関連助成金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、瑞穂町住宅関連助成金等交付決定取消通知書（様式第１０号）により、住宅関連助成金等の交付決定を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（助成金等の返還）

第１５条　町長は、前条の規定による取消しをした場合で、当該取消しに係る住宅関連助成金等が交付決定者に交付されているときは、その全部又は一部について、期限を定めてその返還を命じることができる。

第６章　補則

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成１８年規則第１１号）の定めるところによ

る。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

（瑞穂町住宅改修等補助金交付要綱の廃止）

２　瑞穂町住宅改修等補助金交付要綱（平成２１年告示第４７号）は、廃止する。

附　則（平成２６年４月１日）

（施行期日）

１　この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱の規定は、平成２６年４月１日以降に申請された助成金等の交付について適用し、同日前に申請された助成金等の交付については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年４月１日）

（施行期日）

１　この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱の規定は、平成２８年４月１日以降に申請された助成金等の交付について適用し、同日前に申請された助成金等の交付については、なお従前の例による。

附　則（平成２９年３月２９日告示第５８号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱の規定は、平成２９年４月１日以降に申請された助成金等の交付について適用し、同日前に申請された助成金等の交付については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月２９日告示第５９号）

（施行期日）

１　この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱の規定は、平成３１年４月１日以後に申請された助成金等の交付について適用し、同日前に申請された助成金等の交付については、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月３１日告示第７７号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和５年３月３１日告示第８１号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２８日告示第７３号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第４条関係）

事業	助成等の対象	助成等の対象者	助成金等の交付額
瑞穂町住宅耐震診断費助成事業	町内の木造の戸建て住宅で、昭和５６年５月以前に建築工事が着工されたものとする。	次に掲げる条件に該当する者とする。 （１）　申請日において町内に住所を有し、自己の住宅の用途に供する助成対象住宅を所有する個人（助成対象住宅の所有権が共有（以下「共有」という。）のときは、共有者の全員によって合意された代表者）で	耐震診断に要した経費の額に２分の１を乗じて得た額（ただし、その算出額が１０万円を超えるときは、１０万円）とする。ただし、１，０００円

		あること。 （２）　町税等のうち、納期が到来しているものについて、完納していること（共有のときは、共有者全員）。	未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
瑞穂町耐震改修費助成事業	町内の木造の戸建て住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （１）　昭和５６年５月以前に建築工事が着工されていること。 （２）　耐震改修を行う前に耐震診断を受け、評点が１．０未満であること。 （３）　耐震改修を行った後の上部構造評点が１．０以上となること。 （４）　行われた耐震改修が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）の	次に掲げる条件に該当する者とする。 （１）　申請日において町内に住所を有し、自己の住宅の用途に供する助成対象住宅を所有する個人（共有のときは、共有者の全員によって合意された代表者）であること。 （２）　町税等のうち、納期が到来しているものについて、完納していること（共有のときは、共有者全員）。	耐震改修に要した経費の額に２分の１を乗じて得た額（ただし、その算出額が１００万円を超えるときは、１００万円）とする。ただし、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

	規定に違反していないこと。 （５）　行われた耐震改修について、工事監理及び中間検査を受けていること。		
瑞穂町簡易耐震改修費助成事業	次の各号のいずれにも該当する住宅で、東京都が安価で信頼できるとして都民に公表している防災ベッド又は耐震シェルターを設置する工事とする。 （１）　耐震診断を受けた結果、上部構造評点が１．０未満の住宅 （２）　高齢者等戸建て住宅	次に掲げる条件に該当する者とする。 （１）　申請日において町内に住所を有し、自己の住宅の用途に供する助成対象住宅を所有する個人（共有のときは、共有者の全員によって合意された代表者）であること。 （２）　町税等のうち、納期が到来しているものについて、完納していること（共有のときは、共有者全員）。	簡易耐震改修に要した経費の額に１０分の６を乗じて得た額（ただし、その算出額が５０万円を超えるときは、５０万円）とする。ただし、１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第２（第５条関係）

事業	書類
瑞穂町住宅耐震診断費助成事業	（１）　耐震診断の費用の見積書の写し （２）　助成対象住宅の建築時期が確認できる書類 （３）　助成対象住宅の所有者が確認できる書類 （４）　助成対象者に係る町税等の納税証明書

	（５）　申請者が共有者全員により合意された代表者であることを確認できる書類（助成対象住宅が共有のときに限る。）
瑞穂町耐震改修費助成事業	（１）　耐震改修の費用の見積書の写し （２）　耐震診断結果報告書の写し （３）　助成対象住宅の所有者が確認できる書類 （４）　助成対象者に係る町税等の納税証明書 （５）　申請者が共有者全員により合意された代表者であることを確認できる書類（助成対象住宅が共有のときに限る。）
瑞穂町簡易耐震改修費助成事業	（１）　簡易耐震改修の費用の見積書の写し （２）　耐震診断結果報告書の写し （３）　助成対象住宅の所有者が確認できる書類 （４）　申請者の世帯全員分の住民票の写し （５）　申請者の世帯全員分の年間所得が証明できる書類 （６）　身体障害者手帳の障害の等級が１級又は２級の手帳の写し（世帯に該当者がいるときに限る。） （７）　助成対象者に係る町税等の納税証明書 （８）　申請者が共有者全員により合意された代表者であることを確認できる書類（助成対象住宅が共有のときに限る。）

別表第３（第７条関係）

事業	書類
瑞穂町住宅耐震診断費助成事業	（１）　耐震診断の結果の報告書の写し
	（２）　耐震診断の費用の領収書の写し
瑞穂町耐震改修費助成事業	（１）　耐震改修に要した費用の明細書及び領収書の写し
	（２）　耐震改修に係る契約書の写し
	（３）　改修状況の写真（改修前、改修中及び改修後の状況が確認できるもの）

	（４）　検査済証の写し（建築確認申請を行ったときに限る。）
瑞穂町簡易耐震改修費助成事業	（１）　簡易耐震改修に要した費用の明細書及び領収書
	（２）　簡易耐震改修に係る契約書の写し
	（３）　改修状況の写真（改修前、改修中及び改修後の状況が確認できるもの）
	（４）　検査済証の写し（建築確認申請を行ったときに限る。）